

締約国に関する情報 I E	アイルランド 一般情報	附属書 B 1 I E
国内官庁の名称	Intellectual Property Office of Ireland (アイルランド知的財産庁)	
所在地	Government Offices, Hebron Road, Kilkenny, R95 H4XC, Ireland	
郵便のあて名	所在地と同じ	
電話番号	(353-56) 772 01 11	
電子メール	ipinfo@ipoi.gov.ie	
インターネット	http://www.ipoi.gov.ie	
ファクシミリ装置	(353-56) 772 01 00	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	受理しない	
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付する	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
出願人がWIPO DAS ¹ から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？(PCT規則17.1(b)2)	用意なし	
アイルランドの国民及び居住者のための管轄受理官庁 国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	アイルランド知的財産庁、欧州特許庁(EPO) 又はWIPO国際事務局 国内官庁に問合せされたい	
アイルランドが指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁 ²	欧州特許庁(EPO)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	欧州特許	

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>

2 対応する国内段階を参照されたい。

I E	アイルランド (続き)	I E
国内官庁が認める手数料の支払方法	国内官庁に問合せされたい	
国際型調査に関するアイルランドの規定	なし	
国際公開に基づく仮保護	欧州特許を目的とする指定の場合 (1) EPOの公用語の1つで公開された国際出願： 当該出願の請求の範囲についての翻訳に関する国内的要件が満たされていることを条件として事情により相当な補償 (2) EPOの公用語で公開されなかった国際出願： (1)に規定する保護は、EPOがその公用語の1つにより提供された国際出願を公開するまでは効力が生じない	
アイルランドが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	なし	
欧州特許については、附属書B 2の欧州特許機構（EP）を参照 ³		

³ 欧州特許についてアイルランドを指定している国際特許出願の出願人は、優先日から31か月以内に、国際出願を1992年特許法第II部に基づくアイルランドにおける特許出願として扱うよう請求することができる（2019年著作権及びその他の知的財産の法規定に関する法律、2019年12月2日施行によって制定された、1992年特許法第127A条、及び2019年特許（改正）規則87A, S. I. 589/2019を参照）。